

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十號

昭和十九年三月二日 (木)
海軍大臣官房

○令 達

官房人第一九五號

海軍技術科武官任用特例ノ規定ニ依リ海軍技術科特務士官、准士官、下士官ヲ左ノ各號ニ依リ任用ス

昭和十九年三月一日

海軍大臣

一 現ニ築城施設ノ業務ニ従事シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ海軍技術科特務士官、准士官、又ハ下士官ヲランコトヲ志願スルモノハ本年三月二十日迄別紙様式ニ依リ願書ニ履歷書ヲ添へ所轄長ヲ經テ所管鎮守府司令長官ニ願出ヅベシ但シ特別ノ事由アル者ハ便宜ノ鎮守府司令長官ニ願出ヅルコトヲ得ル者タル者又ハ海軍技術士官ヲ志願シ得ル者ハ海軍技術科特務士官ヲ志願シ得ル者ハ海軍技術師タル者又ハ海軍技手トシテ三級俸以上ノ俸給ヲ支給シ得ル者

係) 海軍技術科准士官ヲ志願シ得ル者ハ海軍技手トシテ六級俸以上ノ俸給ヲ支給ヲ受クル者

(ハ) 海軍技術科下士官ヲ志願シ得ル者ハ左表ノ區分ニ依ル

志願區分	志願資格
海軍上等技術兵曹	海軍技手トシテ七級俸以上ノ俸給ヲ支給ヲ受クル者
海軍一等技術兵曹	一 海軍技手タル者 二 海軍ニ於ケル築城施設ノ業務ニ三年以上従事シタル者
海軍二等技術兵曹	三 海軍ニ於ケル築城施設ノ業務ニ従事中ノ者ニシテ中等學校ヲ卒業シタルモノ

二 所轄長ハ前號ノ志願者ニ就キ別紙様式ニ依ル所見表ヲ調製シ第一號ノ規定ニ依リ願書ト共ニ之ヲ進達スベシ

三 任用試験ハ之ヲ實施セズ
(別紙三葉添)

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十號

昭和十九年三月二日

二七五

0615

○通牒

官房備機密第四三號ノ七

昭和十九年二月二日

海軍省副官

各廳長殿

郵便物ニ關スル件通牒

昭和十八年官房備機密第一四五號通牒首題ノ件別冊郵便物ニ關スル例規中左記ノ改メラレ候

記

附錄部隊區別符表(其ノ一)中ニ「第六五三航空隊
ウ參六四」「第一二一防空隊 ウ參六五」「第二百五設
營隊 ウ參六六」「第五十三警備隊 ウ參六七」「第二百
十六設營隊 ウ參六八」「第二百十七設營隊 ウ參六九」
ヲ加フ

同(其ノ三)中ニ「第二百二十五設營隊 イ壹〇入」
ヲ加フ

同(其ノ四)中ニ「第二〇三航空隊 セ壹壹七」「第五
五三航空隊 セ壹壹八」「マカツサル研究所農林水産部
試驗場 セ壹參貳」ヲ加フ

兵備四機密第二二〇號

昭和十九年三月二日

海軍省兵備局長

關係廳長殿

昭和二十年陸軍戰時召集延期ノ資料ニ
關スル件照會

首題ノ件ニ關シ昨年兵備四機密第四〇〇號(昭和十八
年五月十五日海軍公報(部内限)參照)別冊戰時召集
延期實施要領(一般用)第一號第二項ニ基キ左記ニ依
リ調査ノ上來ル三月二十日迄ニ到着スル様通報相成度
追テ内地以外ノ地ニ在ル應ニ於テハ所在地最寄ノ陸
軍最高指揮官ニ協議スルモノトシ本通報ニハ不及候

記

- 一 兵役關係人員調査表ハ事務系及技術系ニ分テ別紙
トシ之ヲ調製スルモノトス
- 二 昭和十八年十一月一日現在ニ於テ法律第一百十號
(昭和十八年十一月一日官報參照)ニ依ル滿四十歲以
上四十四歲未滿ノ國民兵役ニ服スル者ヲ含ムモノト
ス
- 三 海軍省軍需局、海軍艦政本部、海軍航空本部及海
軍施設本部關係ノ作業廳及民間工場ハ夫々當該系部

0616

局ニ於テ兵役關係人員調査表ヲ取纏メノ上通報スル
モノトス

海人第一號ノ二七

昭和十九年三月一日

海軍省人事局長

關係各所轄長殿

戰時又ハ事變ニ際シ感狀ヲ授與セラレタル
者ノ履歴記註ニ關スル件中改正ノ件通知

昭和十三年海人第一號ノ二通知ノ首題ノ件中左記ノ通
改正致候

追テ昭和十三年海人第一號ノ五〇ハ自然消滅ノ義ト
了知相成度

記

「感狀」ヲ「感狀(殊勳ノ布告文ヲ含ム)」ニ、「摘記」
ヲ「左例ニ依リ摘記」ニ、「之ヲ記註」ヲ「之ヲ記註シ
又死歿者ニ對シテハ遺族ニ通知」ニ改メ末尾ニ左ノ如
ク加フ

記

「布哇方面作戰ニ參加シ部隊感狀(個人感狀)ヲ授與セ
ラル」

「ボルネオ方面作戰ニ參加殊勳ヲ奏シ全軍ニ布告セラ
ラル」

ル

(參照) 諸例則卷三、二九〇ノ一頁

同 四八〇ノ二頁

軍需機密需第一二五號

昭和十九年二月二十九日

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

艦營需品(釣床)一時還納ニ關スル件中進

首題物品ノ需要急激ニ増加シ供給間ニ合ハザル狀況ニ
付既供給釣床ハ左記ノ外至急最寄軍需部ニ還納相成度
追テ定額表定數ハ順次減額セラル豫定ニ候

記

一 現定員ニ對シ一枚宛
一 前記數量ノ二割以内ヲ豫備トスルコトヲ得

○ 辭 令

○昭和十八年七月二十三日

大坪 實吉

任海軍警部

給五級俸

海軍公報(部内限)第四千六百三十號 昭和十九年三月二日

二七七

0617

(各通)

任海軍警部

給六級俸

坂元 義秀
川嶋 定男

(各通)

任海軍警部

給月俸七拾圓

菊地 三三郎
當 住 男
石井 寅治

峯岸 幸男

任海軍警部
給七級俸

羽鳥 重郎

海南警備府ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(昭和十八年海軍省)

税關事務官 中川 正英

海軍省事務囑託ノ報酬トシテ金五拾圓ヲ贈與ス(昭和十八年)

牧田 茂
堀江 禮三郎
松野 史二
津久戸 博之

(各通)

ニューギニア民政府業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(昭和十八年)

トス(昭和十八年)

ニューギニア民政府業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(昭和十八年)

トス(昭和十八年)

海軍省事務囑託ノ報酬トシテ金八拾圓ヲ贈與ス(昭和十八年)

税關書記官 松浦 善太郎

岩田 武夫
松澤 満
進 英三
荻谷 藤吾
海老名庄次郎
笠間 寛
米田 稔
大久保 佐藏
那倉 盛知
藤田 近太郎
西村 正光
中村 満
川 進吉
末包 成章

(各通)

0618

尾形 二郎
嵯田 鼎三
嘱託(軍屬船員)ヲ命シ部内限奏任官待遇トス
(昭和十八年
五月二十六日同)

高松 重親
ニユーギニア民政府業務ヲ嘱託シ部内限奏任官待遇
トス(昭和十八年
六月十八日同)

小林 正
ニユーギニア民政府業務ヲ嘱託シ部内限奏任官待遇
トス(昭和十八年
六月十八日同)

宗像 隆三
嘱託(軍屬船員)ヲ命シ部内限奏任官待遇トス
(昭和十八年
七月四日同)

(各通)
平尾 金平
鳥越 喜平
藤澤 二良
弘岡 兼喜

嘱託(軍屬船員)ヲ命シ部内限奏任官待遇トス
(昭和十八年
七月六日同)

海軍省事務嘱託ノ報酬トシテ金百圓ヲ贈與ス
税關事務官 福田 信一

海軍省事務嘱託ヲ解ク(昭和十八年同)

海軍警部 大坪 實吉
同 坂元 義秀
同 川嶋 定男
同 菊地 三三郎
同 當 住 男
同 石井 寅治
同 峯岸 幸男

第八艦隊司令部附ヲ命ス(昭和十八年同)

海軍省事務ヲ嘱託ス
税關事務官 塚越 晃陽

海軍省事務嘱託ノ報酬トシテ金百拾圓ヲ贈與ス(以
上(昭和十八年
八月七日同))
税關書記官 松田 文藏

嘱託(軍屬船員)ヲ命シ部内限奏任官待遇トス
(昭和十八年
九月六日同)

支那方面艦隊事務ヲ嘱託ス
但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待
遇トス(昭和十八年同)

天野 宗治

0619

(各通)

吉田 幸平
犬伏 萬平

南西方面艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(昭和十八年同)

小野 大力

海軍艦政本部ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(昭和十八年同)

吉本 祐一

ニューギニア民政業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇

トス(昭和十八年同)

(各通)

河田 勇
小幡 昇

ニューギニア民政業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇

トス(昭和十八年同)

石井 一人

軍令部事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千五百拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇

トス(昭和十八年同)

丸山 英一

大湊海軍運輸部室蘭支部ニ於ケル業務囑託ヲ解ク

(昭和十八年同)

岡崎 清人

土浦海軍航空隊教授ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(昭和十八年同)

谷藤 壽治

南西方面海軍民政務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

島崎 鶴二

マカツサル研究所事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(昭和十八年同)

江崎 敏男

大村海軍病院齒科治療業務ヲ囑託ス

橋本 榮一

但シ報酬年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

向野 廣

(各通)

貳千參百圓

第二南遣艦隊事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(昭和十八年同)

垣ヶ原 周治

第百二海軍軍需部業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

第百二海軍軍需部業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

0620

<p>寺井久米一 横濱在勤海軍武官府業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス</p> <p>第一海軍衣糧廠研究業務ヲ囑託ス 但シ報酬年額參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス</p> <p>第十一海軍航空廠大分支廠海軍共濟組合醫療業務ヲ囑託ス 但シ報酬年額參千貳百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス</p> <p>(各通) 家住春太郎 町田伊助 大堀義太郎</p> <p>海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス</p> <p>海軍省事務囑託ヲ解ク</p> <p>(各通) 田邊勳 牛田恒二</p> <p>海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス</p> <p>海軍技術研究所研究業務ヲ囑託ス</p> <p>金久正弘</p>	<p>但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス</p> <p>貳千四百貳拾圓 千四百七拾圓 貳千六百圓</p> <p>(各通) 岩下泉 原大二 横内山雄</p> <p>鎮海海軍施設部醫療業務ヲ囑託ス 但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス</p> <p>吉田政夫</p> <p>海軍施設本部土木業務ヲ囑託ス 但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス</p> <p>(各通) 堀田勇夫 介田武重</p> <p>第二百二海軍軍需部事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス</p> <p>海軍省軍需局事務ヲ囑託ス 但シ報酬年額貳千百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス</p> <p>河西確郎</p> <p>海軍省事務ヲ囑託シ部内限勅任官待遇トス</p> <p>金谷隆一</p>
--	---

海軍公報(部内限)第四千六百三十號 昭和十九年三月二日

二八一

0621

(各通)

正富 廣
冬城 完一

海軍省軍需局事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

(各通)

有馬 彦輔
小平 信久

海軍技術研究所研究業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

第二海軍燃料廠海軍共濟組合醫療業務囑託

河 嶋 勇

兼テ第二海軍燃料廠業務ヲ囑託ス(報酬如故)

臺北帝國大學教授 當山 道三

高雄海軍施設部業務ヲ囑託ス

朝鮮總督府土木技師 山村 信夫

鎮海警備府事務ヲ囑託ス

鐵道官補 後藤 政次

吳鎮守府事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

中島 一郎

第三百三海軍經理部事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

柳田 慶助

(各通)

大島 直美
齋藤 金太郎

海南海軍特務部業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス
(以上三三三同)

(各通)

第四海軍施設部徵用員 三藤 延夫
渡邊 憲太郎

第二百十八設營隊ニ配屬ス(三三三同)

軍令部部員陸軍少佐 佐野 常光

第一部第一課勤務ヲ命ス(三三三軍令部)

陸軍少佐 佐野 常光

參謀部第一部第一課勤務ヲ命ス(三三三大本營海軍部)

嘉義丸二等運轉士 石川 忠芳

(各通)

同 二等機關士 白石 眞

同 次席通信士 三宅 磐

囑託(軍屬船員)ヲ命シ部内限判任官ヲ以テ待遇セラル(三三三海軍省兵備局)

日久丸三等運轉士 綱 與次郎

囑託(軍屬船員)ヲ命シ部内限判任官ヲ以テ待遇セラル(三三三海軍省兵備局)

昭和丸三等運轉士 丸尾 多四郎

(各通)

同 二等機關士 小嶺 繁幸
同 事務員 井川 誠一
同 無線通信士 轟 秀夫
囑託(軍屬船員)ヲ命シ部内限判任官ヲ以テ待遇セラル(昭和十八年同)

海軍主計中尉 長谷川 壽夫
廈門在勤海軍武官府國防獻金、恤兵金、學藝技術獎勵金分任出納官吏ヲ命ス(昭和十八年海軍省經理局長)

海軍主計中尉 早川 一郎
第四海軍施設部増強第三部隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(昭和十八年海軍省經理局長)

兼ネテ資材班勤務ヲ命ス
海軍少佐 酒井 晋一郎

兼資材班勤務ヲ命ス(以上三回海軍省軍需局)
海軍技師 柴田 傳吉

糧食生産班員ヲ命ス(三回同)
海軍技師 下井 誠

第一課勤務ヲ命ス(三回同海軍省教育局)
海軍屬 根本 資司

海軍技術中將子爵 徳川 武定(技研所長)
昭和十八年十一月二十三日官房空機密第二四四二號
小型航空機用電波探信儀研究實驗委員長ヲ命ス

海軍技術少將 名和 武(技研)

同 海軍大佐 谷 惠吉郎(技研)

同 北川 金光(艦本)

同 中野 實(空技支廠)

同 石原 宇市(兵備局)

同 野崎 虎雄(通校)

同 井上 士郎(教育局)

同 池上 二男(航本)

同 棚町 整(空技廠)

同 須田 佳三(空技廠)

同 長井 弘介(軍令部)

同 木暮 寛(横空)

同 木村 軍治(横空)

同 鈴木 榮次郎(空技支廠)

同 崎長 嘉郎(空技廠)

同 石渡 博(軍務局)

同 三井 謙二(航本)

0623

海軍少佐	益山 光哉(空技廠)	海軍技術大佐	池谷 増太(空技支廠)
同	橋口 番(空技廠)	同	伊藤 庸二(技研)
同	森永 健三(航本)	海軍技術少佐	大野 茂(技研)
同	坂野 鶴一(空技廠)	同	高橋 修一(技研)
同	小福田 租(空技廠)	同	田中 稔(空技廠)
同	多田 篤次(空)	海軍技術大尉	高山 捷一(航本)
同	齊藤 英治(空技廠)	同	辻田 斐後前(空技支廠)
同	岡 幸 昌(空技支廠)	同	米倉 冬彦(空技廠)
同	船田 正(空技廠)	同	神谷 喜久壽(空技支廠)
海軍大尉	三澤 裕(空)	同	田村 福平(空技廠)
同	松井 宗明(技研)	同	渡邊 文雄(空技支廠)
同	志賀 淑雄(空技廠)	同	山縣 隆治(技研)
同	松尾 梶(空技廠)	同	益子 透(空技支廠)
同	田中 進(空)	同	和田 良雄(技研)
同	伊藤 孝太郎(空)	同	齊藤 秀夫(空技支廠)
同	東 森 隆(空)	同	阿部 英三(空技支廠)
同	高井 貞夫(空)	同	河津 祐元(技研)
同	大淵 珪三(空)	同	三井 泉(技研)
同	油井 三郎(空)	同	横井 大六(技研)
同	木村 忠太郎(空)	海軍技術中尉	麻生 正(航本)
海軍中尉	山田 平次郎(空)	同	毛内 邦男(技研)

(各通)

0624

<p>海軍技師 谷田部鑛二郎(空技支廠)</p> <p>同 西原 貢(艦 本)</p> <p>同 加藤 啓(空技廠)</p> <p>同 新川 浩(技 研)</p> <p>同 登 幹 夫(空技支廠)</p> <p>同 田村 勘次郎(空技支廠)</p>	<p>昭和十八年十一月二十三日官房空機密第二四四二號 小型航空機用電波探信儀研究實驗委員ヲ命ス</p> <p>海軍技手 船木 秀雄(空技支廠)</p> <p>昭和十八年十一月二十三日官房空機密第二四四二號 小型航空機用電波探信儀研究實驗委員附ヲ命ス(以上二名海軍航空本部、横須賀鎮守府)</p>	<p>○ 雜 款</p>	<p>○司令驅逐艦變更 第二十四驅逐隊司令ハ二月一日司令驅逐艦ヲ滿潮ニ變更セリ</p>	<p>○司令掃海艇變更 第三十一掃海隊司令ハ二月二十一日司令掃海艇ヲ大井丸ニ變更セリ</p>
<p>○轉勤者被服物品ノ件 臺灣海南島方面壓下各航空隊ヘノ轉入者(學生練習生、講習員ヲ含ム)ニ對シテハ輸送ノ關係上當地ニテ被服物品調達困難ニ付出來得ル限り定數通準備持參セシメラレタシ</p> <p>(第十四聯合航空隊)</p>	<p>○事務開始 第十三號海防艦裝具事務所ハ二月二十一日神奈川縣横濱市鶴見區辨天町十七日本鋼管株式會社鶴見造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ</p>	<p>第十五號海防艦裝具事務所ハ二月二十一日神奈川縣横濱市鶴見區辨天町十七日本鋼管株式會社鶴見造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ</p>	<p>第十七號海防艦裝具事務所ハ二月十六日神奈川縣横濱市鶴見區末廣町二ノ一日本鋼管株式會社鶴見造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ</p>	<p>○事務所移轉 横須賀海軍通信學校分校(假稱)設立事務所ハ三月一日神奈川縣藤澤市下土棚ニ移轉セリ</p> <p>電話(部外)長後 五七番</p> <p>高知海軍航空隊(假稱)設立準備委員事務所ハ三月一日高知縣香美郡日章村高知海軍航空隊(假稱)内ニ移</p>

海軍公報(部内限)第四千六百三十號 昭和十九年三月二日

0625

轉セリ

○旅行順路
東海道線藤澤驛下車東京急行電鐵江ノ島線ニ乗換新長
後下車二軒
(横須賀海軍通信學校)

○事務所撤去
呂號第四十六潜水艦艇裝具事務所ハ二月十九日之ヲ撤
去セリ

○休職満期
休職海軍書記寶里三郎兵衛ハ二月二十七日休職満期ト
爲レリ

○正誤
昭和十八年五月一日附海軍公報(部内限) 辭令欄三九
八頁下段後ヨリ七行目「伊藤悌次郎」ハ「伊藤悌二郎」
ノ誤

○訂正
二月十五日附海軍公報(部内限) 辭令欄二〇四頁下段
十八行目「小林・豊樹」ノ辭令文「海軍航空本部ニ於ケ
ル業務囑託ヲ解キ第四南遣艦隊業務ヲ囑託ス」ハ「海
軍航空本部ニ於ケル業務囑託兼第四南遣艦隊業務ヲ囑
託ス」ニ訂正

○削除
一月二十五日附海軍公報(部内限) 辭令欄九四頁下段
十三行目「湯本義香」ノ辭令文中「ニユ一ギニア民政
府ニ於ケル事務囑託ヲ解キ」ハ削除
○本日普通公報發行セズ

0626

見所般一	檢體身 績成查	元身	況狀庭家 要概			序順拔選		所見表
			兵役關係其ノ他	成績	卒業年次	出身學校	生年月日	
昭和 年 月 日 所轄長職官 氏 名 Ⓢ								
		行性						
		能技						
		務動						

別紙(用紙適宜)

(昭和十九年三月二日海軍公報(部内限))

0627

(別紙)

願書様式(用紙美濃白紙)

(昭和十九年三月二日海軍公報(部内限))

年 月 日

本籍

現勤務所

職官位勲氏

名 印

所管鎮守府司令長官宛

海軍技術科特務士官(准士官又ハ下士官)任用願

私儀

海軍技術科武官任用特例ニ依ル海軍技術科特務士官(准士官又ハ下士官)志願ニ付任用相成度

(履歴書添)

0628

(別紙)
履歴書様式(用紙美濃白紙)

(昭和十九年三月二日海軍公報(部内限))

履歴書

本籍

戸主職業氏名何男

氏

何年何月何日生

名

一 修學及卒業シタル學校名及其ノ年月日

二 海軍文官トシテノ經歷(技手ニ非ザル者ハ勤務ニ對スル經歷)

右ノ通相違ナシ

年 月 日

右
氏

名
印

0629

別紙(用紙適宜)

見所般一	檢體身 績成查	元身 兵役關係其ノ他	況狀庭家 要概			序順拔選		所見表	
						別部轄所			
	行性					現官職及 現級俸 (年月日)			
	能技						氏名		生年月日
務勤									

(昭和十九年三月二日海軍公報(部内限))

0630

拾遺

三
四
十
七

117

和
四
十
百
三
十
四
號
給
子
養
子
考

0631

海軍公報

(部内限) 第四千六百三十一號

昭和十九年三月三日(金)

海軍大臣官房

○通牒

軍務一第三二號

昭和十九年三月二日

海軍省軍務局長

關係廳長殿

女子雇傭人増加抑制ニ關スル件申進

曩ニ戦局ニ鑑ミ男子勤務員ヲ整理シナルベク女子勤務員ヲ以テ代替ノコトニ定メラレタル處其ノ採用放漫ノ嫌ナキニシモ非ザルノミナラズ一般生産方面ニ於ケル要望益々切ナルモノアルニ鑑ミ各部ニ於ケル女子雇傭人採用ハ眞ニ必要缺クベカラザルモノニ止ムルト共ニ此ノ際差支ナキモノハ至急整理シ最能率的使用ノコトニ留意アリ度

追テ海軍省構内各廳ノ雇傭人ハ今後特殊ノモノノ外増員ヲ認メズ一割程度ノ縮減ヲ行ハルル方針ニ有之候

軍需機密第一二六號

昭和十九年三月一日

海軍省軍務局長

海軍省兵備局長

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

艦艇陸揚艦營需品處理ニ關スル件申進

艦艇ニシテ臨戰準備其ノ他作戦行動ノ關係ニ依リ主トシテ左記ノ如キ保安、居住及訓練等ニ使用スル艦營需品ノ還納手續ヲ行ハズ多數各鎮守府又ハ警備府所屬ノ海軍港務部、防備隊、潜水艦基地隊等ノ豫備艦倉庫ニ保管方委託死藏シタル處此等ノ物品ハ調達困難而モ所要量激増シツツアルニ付物資不足ノ現狀ニ鑑ミ戦力増強上速ニ之ヲ他ノ艦船部隊ニ活用スルト共ニ倉庫自體ヲ一層有効ニ利用スルヲ緊要ト認メラルルヲ以テ曩ニ軍需機密第六六二號申進ノ次第モアリ此ノ際關係各部ニ於テハ該當品ハ至急最寄海軍軍需部ニ還納處理セシムルコトニ取計相成度

海軍公報(部内限) 第四千六百三十一號 昭和十九年三月三日

二八七

0632

從來數日間ヲ要セシ本作業ニ對シ上司指導ノ下ニ之ガ
 工程分析ヲ行ヒ作業ヲ合理的ニ細分化シ配員ヲ適切ニ
 行フト共ニ工場主任以下幹部率先陣頭ニ立テ部下ヲ指
 導督勵シ部下工員亦克ク上長ノ意圖ヲ體シ協心戮力上
 下渾然一體トナリテ作業ニ邁進シタル結果僅ニ數時間
 ニシテ之ヲ完成シ本運貨船ノ飛躍的増産ヲ可能ナラシ
 メタルハ戦力増強ニ貢獻スル所甚大ニシテ眞ニ推賞ニ
 値ス仍テ之ヲ表彰ス

昭和十九年二月二十一日

吳鎮守府司令長官

正四位勳一等功三級 野村 直邦

○ 辭 令

○昭和十九年三月一日

海軍屬兼海軍書記 茂木 正美

免本官專任海軍書記

給六級俸

通信書記 川島 千代吉

通信書記補 河 合 正

(各通)

事務員 田中 嘉一
 第二十五海軍軍用郵便所員ヲ免シ第二十八海軍軍用
 郵便所員ヲ命ス(昭和十八年海軍省) 岸 上 勉

海軍技術研究所ニ於ケル研究業務ヲ囑託シ部内限奏
 任官待遇トス(五〇〇同)

(各通) 第四海軍施設部徵用員 高橋 六郎
 同 杉下 次郎

海軍施設本部補給部ニ配屬ス 海軍技手 遠 藤 弘

依願免本官(以上三九〇同) 海軍書記 茂木 正美

特設海軍燃料廠補給部附ヲ命ス 水路部附海軍書記 沖宗 源之助

(各通) 水路部附海軍技手 長津 久二

南方海軍航路部附ヲ命ス 南方海軍航路部附海軍技手 小林 三郎

水路部附ヲ命ス 舞鶴海軍工廠勤務ヲ命ス 第百一海軍工作部附海軍技手 布川 治

第三百二十五號
營隊附海軍技手
近藤 勝夫

佐世保海軍施設部勤務ヲ命ス

水路部附兼海軍氣象部附第一
南遣艦隊司令部附海軍技手

小川 敏一

兼第一南遣艦隊司令部附ヲ免ス

(各通) 第四氣象隊附海軍技手 稻野 辺三男

第八氣象隊附海軍技手 馬場 重人

水路部附兼海軍氣象部附ヲ命ス

第四海軍施設部附海軍書記 福本 四郎

第四海軍施設部附海軍技手 濱島 波一郎

(各通) 同 谷口 静夫

同 和田 美隆

同 比良 榮二

第二百十六設營隊附ヲ命ス

第四海軍施設部附海軍書記 沖吉 恒雄

第四海軍施設部附海軍技手 熊本 秀吉

(各通) 同 松本 傳

同 山野 健像

第二百十八設營隊附ヲ命ス

第四海軍施設部附海軍書記 安田 武之

(各通)

第四海軍施設部附海軍技手 采木 正美

同 厚地 正治

同 坂井 高年

同 森下 長穂

第二百十七設營隊附ヲ命ス

第四海軍施設部附海軍書記 塩谷 正二

第四海軍施設部附海軍技手 武田 俊夫

(各通) 同 中村 千代三

同 北村 三郎

同 石井 義治

第二百十七設營隊附ヲ命ス

第四海軍施設部附海軍書記 阿南 宗太

第四海軍施設部附海軍技手 豊田 正

(各通) 同 里山 則雄

同 南谷 義光

同 下城 千里

第二百二十七設營隊附ヲ命ス

東京軍法會議附兼高等軍法會議附海軍技手 鈴木 光雄

支那方面艦隊軍法會議附ヲ命ス(以上三同)

0635

從來數日間ヲ要セシ本作業ニ對シ上司指導ノ下ニ之ガ
 工程分析ヲ行ヒ作業ヲ合理的ニ細分化シ配員ヲ適切ニ
 行フト共ニ工場主任以下幹部率先陣頭ニ立チ部下ヲ指
 導督勵シ部下工員亦克ク上長ノ意圖ヲ體シ協心戮力上
 下渾然一體トナリテ作業ニ邁進シタル結果僅ニ數時間
 ニシテ之ヲ完成シ本運貨船ノ飛躍的増産ヲ可能ナラシ
 メタルハ戦力増強ニ貢獻スル所甚大ニシテ眞ニ推賞ニ
 値ス仍テ之ヲ表彰ス

昭和十九年二月二十一日

吳鎮守府司令長官

正四位勳一等功三級 野村直邦

○辭令

○昭和十九年三月一日

海軍屬兼海軍書記、茂木 正美

免本官專任海軍書記

給六級俸

(各通)

海軍屬兼海軍書記、茂木 正美
 免本官專任海軍書記
 給六級俸
 通信書記 川島千代吉
 通信書記補 河合 正

事務員 田中 嘉一
 第二十五海軍軍用郵便所員ヲ免シ第二十八海軍軍用
 郵便所員ヲ命ス(昭和十九年三月十八日海軍省)

岸上 勉

海軍技術研究所ニ於ケル研究業務ヲ囑託シ部内限奏
 任官待遇トス(昭和十九年三月)

(各通) 第四海軍施設部徵用具 高橋 六郎
 杉下 次郎

海軍施設本部補給部ニ配屬ス 海軍技手 遠藤 弘

依願免本官(以上三月九日同) 海軍書記 茂木 正美

特設海軍燃料廠補給部附ヲ命ス 水路部附海軍書記 沖宗 源之助

(各通) 水路部附海軍技手 長津 久二

南方海軍航路部附ヲ命ス 南方海軍航路部附海軍技手 小林 三郎

水路部附ヲ命ス 第一百海軍工廠
 部附海軍技手 布川 治

舞鶴海軍工廠勤務ヲ命ス

0636

佐世保海軍施設部勤務ヲ命ス 二百二十五股 營隊附海軍技手	近藤 勝夫	小川 敏一
兼第一南道艦隊司令部附ヲ免ス 水路部附兼海軍氣象部附ヲ命ス 水路部附兼海軍氣象部附ヲ命ス	稻野辺 三男 馬場 重人	福本 四郎 濱島 波一郎 谷口 静夫 和田 美隆 比良 榮二
(各通)	同	同
二百十六設營隊附ヲ命ス	沖吉 恒雄	熊本 秀吉
(各通)	同	同
二百十八設營隊附ヲ命ス	山野 健像	松本 傳
同	安田 武之	
二百二十七設營隊附ヲ命ス	采本 正美	厚地 正治
(各通)	同	同
二百二十七設營隊附ヲ命ス	坂井 高年	森下 長穂
(各通)	同	同
二百二十七設營隊附ヲ命ス	塩谷 正二	武田 俊夫
(各通)	同	同
二百二十七設營隊附ヲ命ス	中村 千代三	北村 三郎
(各通)	同	同
二百二十七設營隊附ヲ命ス	石井 義治	阿南 宗太
(各通)	同	同
二百二十七設營隊附ヲ命ス	豊田 正	里山 則雄
(各通)	同	同
二百二十七設營隊附ヲ命ス	南谷 義光	下城 千里
(各通)	同	同
支那方面艦隊軍法會議附ヲ命ス(以上三同)	鈴木 光雄	

0637

○ 雜 款

○司令潜水艦變更

第五十一潜水隊司令ハ一月三十一日司令潜水艦ヲ呂號

第五百潜水艦ニ變更セリ

第三十三潜水隊司令ハ二月二十七日司令潜水艦ヲ呂號

第六十三潜水艦ニ變更セリ

○司令掃海艇變更

第三十五掃海隊司令ハ二月十九日司令掃海艇ヲ第一濟

州丸ニ變更セリ

○事務開始

第四海軍施設部增強第四部隊(三月一日附第二〇七設
營隊豫定)ハ二月五日横須賀海軍施設部内ニ於テ事務
ヲ開始セリ

第十七設營隊殘務整理班ハ二月二十三日佐世保海軍施
設部内ニ於テ事務ヲ開始セリ

第十九海防艦艇裝具事務所ハ二月十八日神奈川縣横濱
市鶴見區辨天町十七日本鋼管株式會社鶴見造船所内ニ
於テ事務ヲ開始セリ

第二美保海軍航空隊峯山分遣隊(假稱)設立準備事務

所ハ三月一日舞鶴海軍航空隊内ニ於テ事務ヲ開始セリ

○殘務整理移管

第一潜水戰隊司令部(古宇田部隊司令部ト稱ス)殘務
整理事務ハ二月二十九日横須賀鎮守府艦船部隊殘務整
理班ニ移管セリ

0638

和字書三十一號別表
給
し

0639

○ 雜 款

○司令潜水艦變更

第五十一潜水隊司令ハ一月三十一日司令潜水艦ヲ呂號
第五百潜水艦ニ變更セリ第三十三潜水隊司令ハ二月二十七日司令潜水艦ヲ呂號
第六十三潜水艦ニ變更セリ

○司令掃海艇變更

第三十五掃海隊司令ハ二月十九日司令掃海艇ヲ第一濟
州丸ニ變更セリ

○事務開始

第四海軍施設部増強第四部隊(三月一日附第二〇七設
營隊豫定)ハ二月五日横須賀海軍施設部内ニ於テ事務
ヲ開始セリ第十七設營隊殘務整理班ハ二月二十三日佐世保海軍施
設部内ニ於テ事務ヲ開始セリ第十九海防艦艇裝具事務所ハ二月十八日神奈川縣横濱
市鶴見區辨天町十七日本鋼管株式會社鶴見造船所内ニ
於テ事務ヲ開始セリ

第二美保海軍航空隊峯山分遣隊(假稱)設立準備事務

所ハ三月一日舞鶴海軍航空隊内ニ於テ事務ヲ開始セリ

○殘務整理移管

第一潜水戰隊司令部(古宇田部隊司令部ト稱ス)殘務
整理事務ハ二月二十九日横須賀鎮守府艦船部隊殘務整
理班ニ移管セリ

海軍公報

(部内限) 第四千六百三十二號

昭和十九年三月四日(土)

海軍大臣官房

○令 達

官房備第一九號

昭和十二年官房第四四九六號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月三日

海軍大臣

表中第十海軍軍用郵便所ノ項職員ノ欄所員

「専任 一人 奏任」 「専任 一人 奏任」

「専務 二十九人 判任」 「専務 三十五人 判任」

「専務 二十五人 雇員」 「専務 三十五人 雇員」

ニ改ム

(参照) 昭和十二年官房第四四九六號ハ海軍軍用郵便所設置ノ件ナリ(内令提要卷一、六四ノ九頁)

官房經第二〇一號

昭和十八年官房經第一一七三號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月三日

海軍大臣

第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一日當、宿泊料、食卓料及車馬賃

別表ニ依ル

附則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表添)

(参照) 海軍會計法規類集三卷六五四頁

○通 牒

艦本機密第一號ノ三三一四

昭和十九年三月一日

海軍艦政本部總務部長

關係各廳長殿

短二十種砲射表中改正ノ件通知

艦本砲軍極秘18第三七七號ニ依ル首題ノ件通常彈ニ裝着ノ信管中「九一式時限信管改一」ヲ「零式信管」ニ改メラレ候
追テ彈道性能ニハ影響無之

海軍公報(部内限) 第四千六百三十二號

昭和十九年三月四日

二九三

0641

○ 辭 令

○昭和十九年二月十一日

任海軍技手
給三級俸

東野 仁作

○昭和十九年三月二日

任海軍技手
給五級俸

氣象技手 藤井 一摩

任海軍技手
給六級俸

同 松井 久夫

任海軍技手
給七級俸

同 山下 惠

東京都技師 石川 貞利
 徴用中自今年額貳千百五拾圓ヲ給ス(海軍省)
 海軍技手 東野 仁作
 舞鶴海軍工廠勤務ヲ命ス(海軍省)

給五級俸(海軍省)

同 西ノ宮 政夫

給四級俸(海軍省)

同 丹野 重次

臺灣總督府專賣局書記官
 海南警備府附ヲ免ス

江口 操

依願免本官(以上海軍省)

海軍書記 富田 敏子

第五回海軍工作廳等查察官ヲ命ス

海軍大將子爵 加藤 隆義

海軍中將 澁谷 隆太郎

同 保科 善四郎

海軍少將 足立 助藏

同 並河 孝

海軍主計少將 山本 龜次

海軍技術少將 堀内 茂忠

同 山本 善雄

同 秋重 實惠

同 鶴尾 定雄

同 今田 乾吉

(各通)

0642

第五回海軍工作廳等查察官隨員ヲ命ス

海軍主計中佐	中野 英夫	
海軍少佐	和野 忠相	
同	古田 豊作	
同	山川 貞市	
同	目黒 孝清	
同	君嶋 武彦	
同	三木 榮助	
同	鈴木 俊郎	
同	海軍中佐	宅和 再男
同	三井 再男	

第五回海軍工作廳等查察官附ヲ命ス

海軍少佐	松添 正造
海軍理事官	平田 豊年
同	玉城 勝吉
同	松浦 好文
同	田村 隆
同	太田 文人
同	高島 正威

（各通）

セレベス民政部附ヲ命ス

ボルネオ民政部附ヲ命ス（以上三回同）

（各通）

海軍技手	藤井 一摩
同	松井 久夫
同	山下 惠

第四氣象隊附ヲ命ス（三回同）

軍令部出仕海軍大佐 松永 敬介

第一部第十二課勤務ヲ命ス

軍令部出仕海軍少佐 吉田 俊雄

第三部第八課勤務ヲ命ス（以上三回同）

軍令部出仕海軍少佐 大谷 瀧藏

昭和十八年官房経第六五八號ノニニ依ル研究費支拂
ノ爲學藝技術奨勵金分任出納官吏ヲ命ス（任ハ海軍
省經理局長）

○ 雜 款

○司令驅逐艦變更

第三十一驅逐隊司令ハ二月二十日司令驅逐艦ヲ岸波ニ
變更セリ

○司令潜水艦變更

第十九潜水隊司令ハ二月十七日司令潜水艦ヲ伊號第百
二十二潜水艦ニ變更セリ

海軍公報（部内限）第四千六百三十二號 昭和十九年三月四日 二九五

0643

○轉勤者赴任先
第六十二航空戰隊司令部
千葉縣匝瑳郡共和村香取航空基地 (總武本
線千潟驛下車)

第二六五海軍航空隊
臺灣新竹州新竹市新竹航空基地

第二二二海軍航空隊
鹿兒島縣鹿屋市笠ノ原航空基地 (鹿屋驛下
車、三州乘合自動車ニテ二十分)

第三四五海軍航空隊
兵庫縣武庫郡鳴尾村鳴尾航空基地 (省線甲
子園口下車ノ上甲子園ニテ甲子園線ニ乗車
濱甲子園下車)

第五二二海軍航空隊
千葉縣君津郡木更津町

第七六二海軍航空隊

鹿兒島縣鹿屋市鹿屋航空基地 (鹿屋驛下車
徒歩約四十分)
(第六十二航空戰隊)

○海軍俱樂部設立

昭和十九年一月十三日附澎湖島馬公ニ海軍俱樂部 (舊
馬公水交社) 設立ノ件承認セラレ馬公海軍俱樂部ト稱
ス

(高雄水交社)

○軍事郵便物事故ノ件

一 自一月十一日 間佐世保郵便局取扱ノ第七、八及四十
至一月十三日 軍用郵便所宛郵便物ハ事故ニ依リ亡失セリ
追テ亡失ニ關シ調査ヲ要スル向ハ差立月日、引受
局名、引受番號及宛先記載ノ上本府宛照會セラレ
度

二 推定亡失郵便物

種別	佐世保局到着取扱時間	差立	推定	月日
通常郵便物	自一月十一日 〇五三五 至一月十三日 二二〇五	(二)(一)	大阪、仙臺間 仙臺以遠	自一月十日頃 至一月十一日頃 自一月九日頃 至一月十日頃
小包郵便物	自一月十二日 一三三五 至一月十三日 〇九一五	(二)(一)	大阪、仙臺間 仙臺以遠	自一月八日頃 至一月十日頃 自一月七日頃 至一月九日頃

(佐世保鎮守府副官)

0644

(別表)

艦船便乗中ハ糧食ヲ給與シ食卓料ハ支給セズ但シ糧食ノ給與ヲ受ケザルトキハ此ノ限ニ在ラズ	旅費等級			區分		
	九等	八等	七等	本邦		關東州、滿洲
	九等	八等	七等	艦船便乗	其ノ他	
	一〇〇	一一〇	一二〇			宿泊料
	一二〇	一六〇	二〇〇			
	三六〇	四三〇	五〇〇			
	一二〇	一四〇	一七〇			宿泊料
	一五〇	二〇〇	二五〇			
	四四〇	五二〇	六〇〇			
	一〇〇	一〇〇	一二〇	食卓料		
				車馬賃 (二料ニ付)		
	一〇	一〇	一五			

(昭和十九年三月三日海軍公報(部内限))

0645

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十三號

昭和十九年三月六日(月)
海軍大臣官房

○令 達

官房軍機密第一四二號
陸海軍燃料技術委員會規約別冊ノ通定ム

昭和十九年二月七日

海軍大臣
陸軍大臣

(別冊)

陸海軍燃料技術委員會規約

- 一 陸軍及海軍ニ於ケル燃料技術ノ研究、調査等ノ相互援助ヲ圖ル目的ヲ以テ陸海軍燃料技術委員會ヲ置ク
- 二 本會ハ陸軍及海軍ニ於ケル燃料技術ノ研究、調査等ニ關シ相互ニ協力援助スルヲ有效ナリト認メラルル案件ニ就キ審議スルモノトス
- 三 本會ニ於ケル協定事項ハ關係箇所ニ於テ常務ヲ以テ實行ニ移スモノトス
- 四 本會ハ陸軍省整備局長及海軍省軍需局長ヲ委員長

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十三號

昭和十九年三月六日

二九七

○通 牒

軍務一機密第二一六號

昭和十九年三月四日

- トシ陸海軍大臣之ヲ主管ス
- 委員長ノ下ニ委員及幹事ヲ置ク
- 五 本會ハ第一分科(燃料)、第二分科(潤滑油)、第三分科(製造裝置)ノ三分科ニ分テ各々専門事項ノ審議ヲナスモノトス
- 六 委員長ハ會務ヲ總理スルモノトス
- 七 委員ハ議案ヲ審議スルモノトス但シ審議ニハ本表以外所要ノ關係者ヲ參加セシムルコトヲ得
- 八 幹事長ハ委員長ノ命ヲ承ケ委員會ニ關スル庶務事項ヲ統理シ且交互ニ委員會ヲ主宰スルモノトス
- 九 幹事ハ幹事長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル
- 十 委員會ノ編成別表ノ如シ

(別表添)

0646

海軍省軍務局長

各鎮守府參謀長
各警備府(除海南)參謀長
海軍艦政本部總務部長

作業廳醫務部長打合ノ件申進

昭和十九年度首題ノ件左記ニ依リ開催セラレ候條參集方取計相成度

記

一日時 昭和十九年四月六日(木)、七日(金)

二場所 海軍省

三參集者 各海軍工廠醫務部長

各海軍航空廠醫務部(課)長

空CP軍醫科設立準備員

各海軍火藥廠醫務部長

各海軍燃料廠醫務部(課)長

海軍技術研究所醫務部長

海軍航空技術廠醫務部長

海軍航空技術支廠醫務部長

各海軍衣糧廠醫務部長

海軍療品廠醫務部長

各海軍施設部醫務部長

四旅費請求ヲ俟テ別途配布
五打合事項ハ別ニ海軍省醫務局ヨリ直接通牒ス

○辭令

○昭和十九年三月三日

(各通)

氣象技手 高木 章二

任海軍技手

給五級俸

同 瀬戸 忠夫

(各通)

同 吉田 義雄
同 山崎 宗一
同 景山 利正

任海軍技手

給六級俸

同 川名 清司

任海軍技手

給七級俸

同 藤井 兼道

任海軍技手

給八級俸

0647

朝鮮總督府道警視 石渡 信太郎

鎮海警備府ニ於ケル通商保護事務囑託ヲ解ク
(十四和十七年 海軍省)

江村 松之助

福島 紋藏

白坂 永志

三宅 典二

(各通)

囑託(軍屬船員)ヲ命シ部内限奏任官待遇トス

(十四和十七年 同)

勝見 精史

軍令部事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇

トス(十四和十八年 同)

福井 太郎

海軍省南方政務部事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千四百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官

待遇トス(十四和十八年 同)

大橋 良平

海軍艦政本部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(十四和同)

青山 鉞治

海軍省軍務局ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(十四和同)

笠井 達男

第十二航空艦隊齒科治療業務ヲ囑託ス
但シ報酬年額七百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇
トス(十四和同)

海軍中佐 金崎 義忠

海軍少佐 和田 忠相

同 木山 正義

海軍技術中佐 景平 一雄

海軍技術少佐 藤本 春季

同 磯谷 延治

同 高橋 功夫

海軍技術大尉 若菜 章

同 平井 數馬

同 百足 泰守

同 三箇 清治

陸海軍燃料技術委員會委員ヲ命ス

海軍中佐 鈴木 俊郎

陸海軍燃料技術委員會幹事ヲ命ス(以上十四和同)

臺灣總督府交通局事務官 大槻 珠一郎

高雄警備府軍事郵便事務ヲ囑託ス

海軍公報(部内限) 第四千八百三十三號

昭和十九年三月六日

二九九

0648

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上三三〇同)

津田 健三
金澤 龍夫

榆林海軍運輸部事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(三三〇同)

集配員 堤 源 治

第十三海軍軍用郵便所員ヲ免ス(以上三三〇同)

河野 寛 治

マニラ海軍運輸部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(三三〇同)

(各通) 遞信局書記補 稻 葉 晃
通信書記補 藤 原 武 男

第七海軍軍用郵便所員ヲ免ス(三三〇同)

(各通) 沖 義 男
市 東 市 之 介
戸 輕 信 爾
小 菅 正 三
栗 田 秀 雄

海軍艦政本部業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

関根 秀三郎

(各通)

第一海軍表糧廠研究業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

藤 本 經 明

海軍航空技術廠ニ於ケル研究業務囑託ヲ解ク

翁 長 良 保

軍令部事務ヲ囑託シ部内限勅任官待遇トス

富 本 岩 雄

海軍艦政本部事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

高等海員審判所審判官 長 屋 千 棟

(各通) 運輸通信省海務官 淺 井 榮 資

運輸通信省海務官 牧 野 勇

運輸通信省海務官 猪 口 猛 夫

海上護衛總司令部事務ヲ囑託ス

松 下 清 二

海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス

第十一航空艦隊齒科治療業務囑託

秀 島 守

上海海軍航空隊齒科治療業務ヲ囑託ス

海軍省軍務局事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

佐藤新之照

第一海軍衣糧廠業務ヲ囑託ス

前田善三郎

但シ報酬年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

光海軍工廠總務部事務ヲ囑託ス

西田定吉

但シ報酬年額千貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

光海軍工廠工員養成所教務ヲ囑託ス

日浦正春

但シ報酬年額九百六拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

旅順方面特別根據地隊囑託

神田久太郎

自今報酬年額六百圓ヲ給ス

湯浅美光

鈴鹿海軍工廠醫務部醫療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

多田貞二

海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス

第百二海軍經理部事務ヲ囑託ス

内藤孝彦

但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

支那方面艦隊事務ヲ囑託ス

伊波盛仁

但シ報酬年額貳千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

國安祐通

海軍省軍需局事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス
(以上三同)

海軍大佐 島内吉次

高等軍法會議判士ヲ免ス

海軍中佐 福島美彦

高等軍法會議判士ヲ命ス

東京軍法會議判士ヲ命ス

海軍武功調査委員ヲ命ス

支那事變從軍記章授與調査委員ヲ命ス(三同)

海軍技手 高木章二

同 瀬戸忠夫

0650

(各通)

海軍技手 吉田 義雄

同 山崎 宗一

同 景山 利正

同 川名 清司

同 藤井 兼道

第四氣象隊附ヲ命ス(三三〇同)

通信書記 海老沼 忠吉

第十二海軍軍用郵便所員ヲ免ス(三三〇同)

軍令部出仕海軍少佐 大石 繁雄

特務班勤務ヲ命ス(三三〇軍令部)

海軍少佐 大石 繁雄

通信部特務班勤務ヲ命ス(三三〇大本營海軍部)

海軍主計少尉 松田 直

鹿児島地方海軍人事部國防獻金、恤兵金、學藝技術獎勵金分任出納官吏ヲ命ス(海軍省經理局長)

○ 雜 款

○海軍會計法規類集第七回加除紙二月二十五日配布ヲ了セリ

(海軍省經理局)

○電話開通

電話人吉 五四番

(人吉海軍航空隊)

○事務所撤去

海防艦笠戸艦裝具事務所ハ二月二十七日之ヲ撤去セリ

○轉官

海軍技手高子俊夫、同茨城 高、同白井宗吉ハ孰モ昨年十二月二十五日氣象技手ニ轉官セリ

○正誤

二月二十一日附海軍公報(部内限)令達欄官房經第一五七號中「小笠原諸島」ハ「小笠原諸島(南島島ヲ除ク)」ノ誤

○本日普通公報發行セス

○本日普通公報發行セス

0651

(別表)

委員長
陸軍省整備局長
海軍省軍需局長

委員

第一分科

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

海軍省軍需局局長
第一海軍燃料廠廠長

二
二

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

陸軍省整備局課長
陸軍航空本部技術部部長
陸軍兵器行政本部總務部部長
陸軍燃料廠廠長

一
一
一
一

(昭和十九年三月六日海軍公報(部内限))

0652

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十四號

昭和十九年三月七日(火)

海軍大臣官房

○令 達

官房經機密第二一八號

昭和十六年官房機密第一二六三九號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月四日

海軍大臣

第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項ノ規定ニ該當スル艦船部隊其ノ他ノ各部ニ勤務スル者(海軍給與令第九十一條及同第九十二條第六號ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク)傷痍ヲ受ケ交ハ疾病ニ罹リ治療ヲ要スルトキ所轄長必要アリト認メタル場合ハ其ノ治療費ヲ官費支辨ト爲スコトヲ得

(参照) 海軍機密會計法規類集一一〇頁

官房人機密第五三二號

一 本年官房人機密第二七八號第一號記事欄中「六月廿五日以後入團ノ整備兵タル志願兵」ヲ「五月十五日以降參著セシムベキ整備兵」ニ改ム

二 本年官房人機密第二七九號第一號中「入團ノ新兵ハ入團後概ネ十日以内ニ海軍練習航空隊ニ入隊セシメ同隊ニ於テ之ヲ行フ但シ志願兵ハ海兵團ニ入團セシムルコトナク直接海軍練習航空隊ニ入隊セシム」ヲ「參著セシムベキ徵兵及志願兵ハ海兵團ニ入團セシムルコトナク直接各海軍練習航空隊ニ入隊セシメ同隊ニ於テ之ヲ行フ」ニ改ム

昭和十九年三月六日

海軍大臣

官房需機密第七七號

昭和十八年官房需機密第四六一號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月六日

海軍大臣

「霞ヶ浦」ノ下ニ「占守」ヲ、「四日市、徳山軍需支部」ノ項ノ次ニ「長崎、那霸軍需支庫」ヲ加ヘ「大村、」ヲ削ル

(参照) 昭和十八年官房需機密第四六一號ハ軍需支部及軍需支庫ニ於ケル機密品燃料等供給範圍ノ件ナリ(昭和十八年九月)

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十四號

昭和十九年三月七日

三〇三

0653

八日海軍公報(部内限)第四千四百八十七號

官房經機密第二二〇號

本年官房經機密第一〇六號中左ノ通改正ス

昭和十九年三月六日

海軍大臣

第三條表中契約擔任官ノ欄第一海軍經理部(支部)長ノ項ヲ左ノ如ク改ム

第一海軍經理部(支部)長 北京在勤海軍武官附首席 主計科士官	支那(海南島ヲ除ク)ニ於ケル物資ノ取得及之ニ附隨スル事項
--------------------------------------	------------------------------

第四條本文申「炭出科目、」ノ下ニ「支出官、」ヲ加ヘ同條表第二ヲ左ノ如ク改ム

二 支出官、支拂擔任官及支拂取扱區分

海軍省經理局長	支拂擔任官	支拂取扱區分
第一海軍經理部(支部)部員 北京在勤海軍武官附 首席主計科士官	價格調整物資ノ支那(海南島ヲ除ク)ニ於ケル取得代金	價格調整物資ノ海南島ニ於ケル取得代金

本令ハ昭和十九年二月二日ヨリ之ヲ適用ス

(参照) 前記官房經機密號ハ價格調整物資ノ取得及賣拂手續ノ件ナリ(昭和十九年二月三日公報(部内限)掲載)

官房教第一一六號

官房教第一〇〇號ノ五申左ノ通改ム

昭和十九年三月六日

海軍大臣

講習期間ノ表中第六次及第七次ノ項ヲ左ノ如ク改ム

第六次	自昭和十九年六月一日至昭和十九年七月三十一日
第七次	追テ定ム

(参照) 官房教第一〇〇號ノ五ハ第五次乃至第七次講習ニ關スル件ナリ(昭和十八年十二月二十七日海軍公報(部内限))

○通牒

官房備機密第四三號ノ八

昭和十九年三月七日

海軍省副官

各廳長殿

郵便物ニ關スル件通牒

昭和十八年官房備機密第一四五號通牒首題ノ件別冊郵便物ニ關スル例規中左記ノ通改メヲレ候

記

附録部隊區別符表(其ノ一)中「第三十特別根據地隊ウ四七」ヲ「第三十根據地隊ウ四七」ニ、「第五特別根據地隊ウ四八」ヲ「第五根據地隊ウ四八」ニ、「第六十九警備隊ウ參參九」ヲ「第五十六警備隊ウ參參九」ニ改メ「第二六五航空隊ウ參〇六」
「第二二一航空隊ウ參參貳」
「第三四五航空隊ウ參參參」
「第六十二航空戰隊司令部ウ參五〇」
「第七六二航空隊ウ參六貳」
「第五二二航空隊ウ參六參」
「第八十九防空隊ウ參七〇」
「第二百七設營隊ウ參七壹」
「第一二三防空隊ウ參七貳」
「第四十五警備隊ウ參七參」
「第五十五警備隊ウ參七四」
「第五艦隊司令部ウ參七五」ヲ加フ

同(其ノ二)中「第三十三警備隊テ參八」ヲ加フ同(其ノ四)中「第十九警備隊セ壹參參」ヲ加フ別表海軍軍用郵便所及同派出所一覽表中第七海軍軍用郵便所ノ項第四派出所「秀英」ヲ「海口市」ニ、第十二海軍軍用郵便所ノ項設置所ノ欄「第一艦隊ノ一艦」ヲ「第一戰隊ノ一艦」ニ同所屬ノ欄「第一艦隊」

ヲ「第二艦隊」ニ改メ、第二十五海軍軍用郵便所ノ項「第四派出所」ヲ「インガツプ」ヲ削リ、第二十八海軍軍用郵便所ノ項「第三派出所」ヲ「インガツプ」ヲ加ヘ、第三十二海軍軍用郵便所ノ項第一派出所「第一雲洋丸」ヲ「浮島丸」ニ改ム

海人第一二號ノ三二

昭和十九年三月六日

海軍省人事局

部内各廳御中

現役海軍士官名簿電報符改定ノ件通知

海軍軍醫、藥劑、主計、齒科醫見習尉官ニ對スル電報符ハ本年二月二十九日之ヲ取消シ、三月一日任用海軍軍醫科、藥劑科、主計科、齒科醫科士官及同見習尉官ニ對スル電報符ヲ左記ノ通定メラレ候條訂正相成度

記

海軍軍醫中尉祖父江逸郎ヲ「S二二八八」、海軍軍醫少尉山田香苗ヲ「S二六八七」、海軍軍醫見習尉官尾上弘若ヲ「S二九四五」、海軍藥劑中尉佐藤康郎ヲ「A一三一」
「一」、海軍藥劑少尉小松清ヲ「A一四九」、海軍主計中尉相樂一郎ヲ「P一九四四」、海軍主計見習尉官山崎道

0655

雄ヲ「P二六四八」、海軍齒科醫少尉田中武臣ヲ「D五八」トシ各任命順序ニ從ヒ相當番號ヲ附與ス

軍需機密第一四六號

昭和十九年三月六日

海軍省軍需局長

各海軍軍需部長殿
各特設海軍軍需部長殿

特設應ニ艦營需品及燃料ヲ貸與供給ニ關スル件中正ノ件通牒

昭和十八年軍需機密第五三〇號通牒首題ノ件左記第一號中「特設海軍建設部及」及「特設海軍建設部」ヲ削除相成候

(參照) 昭和十八年八月三日海軍公報(部内限) 第四千四百五十六號

○ 辭 令

○ 昭和十九年二月十四日

高橋 實藏

任海軍技手

給四級俸

海軍工廠勤務ヲ命ス(海軍省)
吳海軍工廠勤務ヲ命ス(海軍省)

(各通)

第二百二十二設 川村 秀清
第二百二十二設 營隊附海軍書記 嶋 生 安 一
營隊附海軍技手 橋本 勇 一 郎

第四艦隊司令部附ヲ命ス(海軍省)

海軍少將 高木 惣 吉

海軍武官任用委員ヲ命ス

海軍生徒採用試驗常置委員ヲ命ス

海軍武功調査委員ヲ命ス

思想調査委員會委員ヲ命ス

能率増進對策調査委員會委員ヲ命ス

同 大野 竹 二

海軍學生銓衡委員ヲ命ス

海軍武功調査委員ヲ命ス(以上同)

海軍主計中尉 松本 隆 芳

驅逐艦松風ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命シ置キタル處之ヲ免ス(海軍省經理局長)

0656

同 川波 駿一
第二三五設營隊ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ
爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(五三〇同)

○ 雜 款

○轉勤者赴任ニ關スル件
當隊ヘノ轉勤者ハ左ニ依ラレ度
一 東京及霞ヶ浦方面ヨリ
總武本線及成田線佐原驛下車、佐原—鹿島—高松村
間バス利用(二一・二一杆)
二 東北方面ヨリ
常磐線石岡驛下車、鹿島參宮鐵道線(地方鐵道)ニ
乗換玉造町驛下車、潮來經由高松村間バス利用(三
九・二杆)
當隊宛速達郵便物ハ特別料金地域内ニ付必ズ特別地域
料金貼付相成度
(神ノ池海軍航空隊)

○事務所撤去
海防艦笠戸艦裝員事務所ハ二月二十七日之ヲ撤去セリ
第一二七號特設輸送艦裝員事務所ハ二月二十八日之
ヲ撤去セリ

○本日暗送公報第十六號發行ス

海軍公報(部内限)第四千六百三十四號 昭和十九年三月七日

三〇七

0657

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十五號

海軍大臣官房

昭和十九年三月八日(水)

○令 達

官房人第二〇四號

各鎮守府司令長官ハ所管各廳ニ勤務中ノ徵備雇員ヨリ左ノ各號ニ依リ電測關係海軍豫備練習生ヲ採用スベシ

昭和十九年三月二日

海軍大臣

一 採用範圍

中學校又ハ之ノ下同等以上ノ學校ヲ卒業シタル徵備雇員ニシテ昭和十六年官房機密第一二一四六號ニ依リ海軍通信學校ニ於テ電波探信儀講習ヲ修了シ現ニ海軍ニ於テ勤務中ノ者

二 採用員數

横須賀鎮守府 八五名以内
吳鎮守府 二〇名以内
佐世保鎮守府 四〇名以内
舞鶴鎮守府 一八名以内
三 採用

鎮守府司令長官ハ海軍豫備練習生規則第六條ノ規定ニ拘ラズ第一號所定ノ人員ヲ配屬シタル所轄長ヲシテ豫備練習生タラシコトヲ志願スル者ニ就キ適宜人物考查ヲ行ハシメ豫備練習生トシテ採用スルヲ適當ト認ムル者ノ人名ヲ一括報告センメタル上之ヲ豫備練習生ニ採用スルコトヲ得但シ同規則第十一條ニ規定スル志願書類ハ追テ提出セシムルモノトス

四 採用期日

昭和十九年三月十五日

五 兵籍及身分取扱

兵籍ハ採用セル鎮守府ニ置キ其ノ身分ハ海軍兵長ニ準ズ

鎮守府司令長官ハ豫備練習生ヲ採用セバ其ノ儘現所轄ニ配置シ當該所轄長ヲシテ軍事教育ヲ實施セシムルモノトス
任用及召集
豫備練習生採用者ノ任用及召集ニ關シテハ追テ定ム

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十五號

昭和十九年三月八日

三〇九

0658

官房軍第二五九號

雜役船ノ所屬ヲ左ノ通變更ス

昭和十九年三月六日

海軍大臣

公稱番號	船種	舊所屬	新所屬	別定數	記事
第一五八號	曳船兼交通船 (六十噸)	横須賀海軍需部 (第四軍需部)	横須賀海軍需部	定數 補充	官房設機密第五〇二號 昭和十九年二月二十八日 關係各廳長殿 海軍省副官 隧道技術員ノ養成實施ニ關スル件申改正 ノ件通知
第一三三號	飛行機救難船 (三百噸)	大分海軍航空隊	宇佐海軍航空隊	同	官房設機密第三五〇號首題ノ件申期間ヲ左記ノ通改メ ラレ候
第一六五號	カッター (九米)	航空隊	松山海軍航空隊	同	記 「第一回 自三月二日 至四月三十日」ヲ「第一回 自三月一日 至三月三十一日」 ニ改ム
第三六九號	動力船	吳海軍工廠	横須賀海軍工廠	同	〇辭令
第三九一號	同	佐世保海軍工廠	横須賀海軍工廠	同	(各通)
第三九二號	同	馬公海軍工廠	佐世保海軍工廠	同	海軍書記 山本好正
第三九三號	同	横須賀海軍工廠	佐世保海軍工廠	同	海軍教員 坂下次郎
第三九四號	同	横須賀海軍工廠	吳海軍工廠	同	同 上田重男
第三九五號	同	横須賀海軍工廠	吳海軍工廠	同	同 大橋義盛
第三九六號	同	横須賀海軍工廠	吳海軍工廠	同	同 有吉敏美
第三九七號	同	横須賀海軍工廠	吳海軍工廠	同	第五海軍建設部附ヲ命ス(二)海軍省)

0659

水路部附兼第八艦隊司令部附海軍技手

糸山 眞一

(各通)

同 釜我 清

第三氣象隊附ヲ命ス

同 谷 義 則

第五氣象隊附ヲ命ス

同 城間 恒 信

南方海軍航路部附ヲ命ス(以上三三〇同)

(各通)

同 大關 清

セレベス民政部附ヲ命ス(三三〇同)

同 矢崎 忠 藏

第二十四海軍建設部 水 上 浩

第二十四海軍建設部クーパーン支部 芳賀 藤三郎

第二十五海軍建設部 高 原 龍 雄

第二十五海軍建設部 篠木 達 夫

第二十五海軍建設部アンボン支部 飯塚 義 之

海軍主計中尉

(各通)

第二十五海軍建設部カイマナ支部 寺田 得 辭

同 第二十六海軍建設部 柴山 正 和

第二十六海軍建設部ナルナーテ支部 海軍主計大尉 辻 辰三郎

第二十六海軍建設部マノクワリ支部 同

第二十六海軍建設部セルイ支部 海軍主計中尉 有賀 要之助

第二十六海軍建設部ソロン支部 各肩書ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂ノ爲艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス(三三〇支出官海軍省經理局長)

海軍主計少尉 尾中 哲 夫

艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス 海軍主計大尉 澤田 直 久

右同分任出納官吏ヲ免ス(以上三三〇同)

○ 雜 款

○事務開始
第六〇號驅潛艇艇裝員事務所ハ二月二十四日新潟市入

海軍公報(部内限)第四千六百三十五號 昭和十九年三月八日 三一

0660

海軍公報 (部内限) 第四千六百三十五號 昭和十九年三月八日

船町四丁目株式会社新潟鐵工所新潟工場内ニ於テ事務ヲ開始セリ

三二二

0661